

第7回 人への投資ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和4年4月22日（金）17:00～19:21

2. 場所：中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※ZOOMによる開催

3. 出席者：

（委員）大槻奈那（座長）、中室牧子（座長代理）、菅原晶子、本城慎之介、夏野剛

（専門委員）宇佐川邦子、工藤勇一、鈴木俊晴、森朋子、落合孝文、瀧俊雄

（政府）牧島大臣

（事務局）村瀬室長、辻次長、渡部次長、山西次長、黛参事官

（説明者）（文部科学省）

茂里 毅 初等中等教育局学習基盤審議官

水田 功 初等中等教育局初等中等教育企画課長

板倉 寛 初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチームリーダー

小幡 泰弘 総合教育政策局教育人材政策課長

森田 正信 大臣官房審議官（高等教育局及び科学技術政策連携担当）

4. 議題：

（開会）

1. 社会に開かれた学修者主体の初等中等教育

2. 多様な学修ニーズを実現する高等教育

（閉会）

○黛参事官 それでは、時間になりましたので、第7回「規制改革推進会議 人への投資ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。

本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料を御準備いただきますようお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにしていたかとともに、発言される際には、ミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかにミュートに戻していただくよう御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。

本日は牧島大臣に御出席いただいております。

なお、牧島大臣は、用務のため途中で御退席の予定でございます。

構成員の委員、専門委員につきましては、水町専門委員が御欠席、菅原委員が途中からの御出席との連絡をいただいております。

本日は、構成員の皆様に加え、夏野議長、落合専門委員、瀧専門委員が御参加でございます。

それでは、御出席いただいております牧島大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○牧島大臣 よろしくお願いいたします。

皆様には規制改革の議論、本日も御参加いただき感謝申し上げます。

本日は「社会に開かれた学修者主体の初等中等教育」及び「多様な学修ニーズを実現する高等教育」について御議論いただきます。

まず、1つ目の議題、初等中等教育についてです。

VUCAの時代、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代を生きていく子供たちが、社会で通用する学びを身につけていくために、初等中等教育でのデジタル活用を促進し、個に応じた質の高い学びを提供する必要があるという点は、文部科学省も御確認のことと御認識いただいていると思っております。オンラインの活用や特別免許状表の活用促進など、規制改革の提言に基づいて、有益な取組も開始されていると考えます。

一方で、こうした取組にもかかわらず、各地方自治体、教育の現場における取組では、いまだ一部にとどまっている、もしくは状況自体が把握されていないと承知しております。

文部科学省には、まずは各施策について、現場における実施状況の把握に取り組んでいただきますようお願いいたします。その上で、各施策が全国の教育現場で等しく活用されるよう、各教育現場の理解を得てその取組を促していくよう更なる取組をお願いしたいと思います。

例えば特別免許状制度ですが、文部科学省が指針を示しているにもかかわらず、6つの都道府県が指針に沿った授与基準を定めていないと承知しております。また、1人1台端末については、ICT活用に非積極的な教育委員会では42%が持ち帰り禁止・未配備である一方、積極的な教育委員会では18.7%となっており、教育委員会のICT利活用に対する積極性が、端末の整備状況や持ち帰りに影響しているとする分析があると承知しております。こうした現場の意識を変えていただきたいと思います。

現場の理解を得るためには、制度の活用実績を定量的なデータとして公表し、施策自体の有用性をお示しする、こうした取組によって、各現場の意思決定を後押しするとともに、社会の問題意識を喚起していただくことが重要であると考えます。

デジタルを活用し、どこに住んでいる子供も質の高い最新の教育を受けられる、どこで働いている教育者も新しい取組にチャレンジできる環境整備を進めていただきたいと思います。

文部科学省には、ぜひとも積極的に取り組んでくださいますようお願いいたします。

次に、2つ目の議題、高等教育については、デジタルや新技術を活用して、学生や社会が求める最先端の教育に、各大学がチャレンジしやすくなる環境をつくる必要があります。新しい学問分野を追求するスクラップ・アンド・ビルドも促進していかなければなりません。大学設置基準の見直しにより、現在の設備要件に比重を置いた、固定的で画一的なハードの質保証を改め、各大学の創意工夫を妨げない環境整備が必要です。

文部科学省におかれては、しっかりと取り組んでくださいますように、こちらも重ねてお願いいたします。

さらに両議題に共通する点として、オンラインと対面の二項対立から脱するという方針を前提とした施策の推進が必要です。文部科学省には、本日の議論を踏まえて、オンラインと対面の二項対立から脱し、質の高い教育を実現するという、文部科学省自らがお示しいただいている政策全体の方向性に合うように、既存の各種施策の見直しも含めて、必要な検討を実施し、速やかに取組を進めていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

○ 参事官 ありがとうございます。

以後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。大槻座長、よろしくお願いいたします。

○ 大槻座長 ありがとうございます。

それでは、議題1の「社会に開かれた学修者主体の初等中等教育」について、まず議論したいと思います。

本件については、まず昨年6月に閣議決定されました実施計画及び昨年末の中間取りまとめに関わる対応状況につきまして、文部科学省からヒアリングを行いたいと思います。

本日の御説明者を御紹介させていただきたいと思います。

文部科学省の初等中等教育局学習基盤審議官でいらっしゃる茂里毅様にお越しいただいています。

それでは、15分程度で御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○ 文部科学省（茂里審議官） 文武科学省の大臣官房学習基盤審議官をしています茂里と申します。

本日はこのような貴重な時間をいただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。

また、牧島大臣から文部科学省への激励の言葉、本当にこれもありがたく頂戴しております。しっかりとやらせていただきたいと思ってございます。

まず、議題1につきまして「社会に開かれた学修者主体の初等中等教育」ということでもう一度ご説明させていただきます。文科省からは、取組状況についてという題で資料を御用意させていただきました。本日はこれに基づいて、私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

大きく5点ございます。

1つはGIGAスクール構想の進捗状況。もう一つは、不登校児等のICT教育における特例等について。3つ目は複数校の話。4つ目は高校改革の状況。そして、5つ目は特別支援

の今回出された提言など、こういったことを御説明申し上げたいと思っております。

まず、1 ページ、1 点目のテーマでありますGIGAスクール構想の状況でございます。

これは、皆様方はもう御存じで釈迦に説法かと思いますが、確認の意味で御説明をさせていただきます。

個別最適な学びを実現する、そういうツールとして、デジタル、1 人 1 台端末の整備を政府としては進めてきているわけでございます。

STEP1で、これまでのGIGAスクール構想の取組として、1 人 1 台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備いたしまして、令和 3 年度から本格運用が開始されてございます。まさに昨年度がGIGAスクール元年という位置づけになってございます。整備状況を申し上げますと、ほぼ全ての自治体学校でおおむね整備が完了した状況でございます。

その中で、また、内閣府と同時にいろいろな調査をさせていただいております。というのは、GIGAスクール構想は、もともと数年かけてやる予定だったのですが、コロナ禍もありまして 3 年前倒しをし、昨年度から完全実施しているというところでございます。

走りながら考えるところもございまして、どういった課題があるかというのを、その都度クローズアップさせ、それを 1 つずつ潰していくというのが我々の課題、仕事かと思っております。

まず、課題の 1 として、地域差がある、先ほど大臣からも御指示がありました、実際の運用に自治体ごとの地域差があるのは事実でございます。また、ネットワーク回線が遅いとか、教師に設定等の負担が集中する、そういった声も上がってきています。また、課題の 2 といたしまして、指導者用端末などが未整備、または古い、あるいは遠隔授業の実施環境が不十分などの声をいただいております。さらに課題の 3 といたしまして、デジタル教科書の導入が不十分という声もいただいております。

そういったSTEP1の取組と、その課題などを踏まえまして、現在、整備のフェーズから利活用のフェーズ、このSTEP2に移っていると我々としては認識して取り組んでいるところでございます。

大きく 3 つ支援策を考えてございます。

まずは学校の取組を支えようということで、その運用支援、教師のサポートということを考えてございます。具体的には累次の補正予算や、先般通りました 4 年度の予算等々で、GIGAスクール運営支援センターというものを各都道府県等に緊急配備し、全国一斉に学校ネットワークの点検、そして、場合によっては応急対応というものをさせていただこうと、サポートの視点を用意してございます。

さらには、GIGA端末だけではなくて、教室の環境も改善していこうということで、教師にも 1 人 1 台の、これは学習用の端末を整備するとともに、そのほかには高機能のマイクやカメラ、大型提示装置など、遠隔授業などの実施に必要な環境を整えているところでございます。

支援③といたしましては、デジタル教科書の活用や、その配信基盤の整備ということで、

現在、全ての小中学校でデジタル教科書の活用を可能にしております。実際のその実証事業を踏まえまして、デジタル教科書の導入のタイミングや、その方法について必要な検討を併せて行っているというのが実態でございます。

これがGIGAスクールのおおむねの今の状況でございます。

2 ページに、先ほど申し上げましたサポート体制としてのGIGAスクール運営支援センター整備事業について詳細に書かせていただいております。説明は省かせていただきますが、この機能を200か所程度全国的に整備したいと思っております。都道府県等が民間事業への業務委託などをし、願わくは24時間365日サポートできる体制を組めればいかんと思っております。

3 ページでは、臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習の準備状況ということで、これは本年1月に調査したデータを載せてございます。

全国の公立の小中学校等の95.2%、内訳といたしましては、小学校95.2%、中学校95.2%が端末の持ち帰りの準備が済んだと御回答いただいております。

右手の丸のグラフを見ていただければと思いますが、令和3年7月の時点では、66.5%だった準備済みというところが、95.2%に進んでいるところでございます。

さらに先に進ませさせていただきますと、4 ページに、臨時休業期間中の学習指導等に関する状況調査を実施いたしました。

その結果、下の、①、②、③とありますが、③のICT端末の活用という状況を御説明申し上げますと、約84.4%でICT端末を臨時休業期間中に活用したというデータになってございます。うち、69.6%が、同時方向型のウェブ会議システムというものを活用した授業を行ったというものでございます。

右上の四角の中に囲んでおりますが、実際、これまでの過去の調査と比較して、令和2年6月では15%、それが今回、69.6%になっているというのが実態でございます。

続きまして、2つ目のポイント、不登校児童生徒が、自宅においてICTなどを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

これは不登校児童生徒が、自宅でICTを活用した学習活動を行った場合、校長先生は、指導要録上、出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができます。実際には、令和4年3月の通知において、その取組を促すなど、自治体の取組の加速化を図っているところでございます。

5 ページの右下のグラフを御覧いただければと思いますが、令和2年において出席扱いとされている児童生徒は、2,626人という状況に達しておりますが、先ほどもお話ししましたけれども、令和3年度がGIGAスクール元年でございますので、この数字はさらに増えているものと推測しております。

あわせまして、6 ページ目、病気療養児に対する同時双方向型授業配信の状況でございますが、これを行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて整理をしております。

一定の要件の下ではございますが、指導要録上出席扱いとして、その評価に反映できることといたしてございます。これは平成30年の局長通知で改正したものでございます。

小学校、中学校等におきまして、病院や自宅などで療養中の病気療養児に対し、インターネットなどのメディアを利用して、リアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやり取りを行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができるということとしてございます。これが不登校児及び病気療養児に対する特例的な措置でございます。

3点目のポイントに移らせていただければと思います。

7ページ、表題にございますように「複数校指導や兼業について」でございます。

令和3年12月に規制改革推進会議で決定を受けまして、本年1月に教員の複数校指導が可能であること。民間企業などから現職のICT人材を教員として学校に迎え入れる場合に、任命権者の判断により兼業許可が可能であること。また、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないことなどについて周知を図ったところでございます。

また、ICT人材の活用に向けまして、複数校指導や外部人材の活用が促進できるよう、留意事項やその事例を掲載した手引などもつくりまして、その周知を図っているところでございます。

外部人材をいかにICT関係で活躍していけるような環境を整えるかというのが、文科省としての今の課題でございますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

特に、次の8ページでございますが、高等学校の教科「情報」が今年度から新たに入ったわけでございます。免許保持の教員による複数校指導というものを可能としてございます。その際の手引も作成し、周知を図ったところでございます。

さらに9ページ、ここでは育成カリキュラムや指導モデルの手引をつくり、より一層、高校における「情報」の授業が充実するよう取組を進めているところでございます。

4点目のポイントに移らせていただきます。

10ページに資料を御用意いたしました。高校改革の状況で、大きく3つの方向性で取り組んでございます。

1つは、高校の特色化・魅力化を図るというもので、各個別の高校に期待される社会的役割等、いわゆるスクールミッションというものを再定義していただくということ。その上で3つの方針、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針、この3つの策定及び公表を各高校にお願いしているところでございます。

2つ目は、普通科改革ということで、普通教育を主とする学科といたしまして、普通科以外の学科を設置することを可能といたしてございます。

普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科については、大学との連携体制を整備するとか、地域の行政機関との連携体制を整備するとか、そういったことを目指すものでございます。

3つ目、多様な学習のニーズへの対応ということで、学校間連携につきまして、高等学校の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校または他校の通信制の課程において開設される科目を履修することができると改めてございます。

最後、5つ目の視点でございます。11ページに移ります。

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策ということで、これはGIGAスクール、また、新学習指導要領も実施される中で、特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」。ポイントといたしましては、養成段階での育成で、コアカリキュラムをつくるということであったり、教育実習で特別支援学校、特別支援学級の経験を推奨するであったり、さらには採用段階で、採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験する、こういう望ましい方向性を検討会議で示してございます。こういった提言を踏まえて、各地域において、一層その取組を加速してまいりたいと思います。

そのほか、デジタル教科書やスクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング、さらにはスクールロイヤーの配置・支援、そういった資料を御用意させていただきました。

以上5点、初等中等教育分として御説明申し上げました。よろしくお願いたします。
○文部科学省（小幡課長）　続きまして、15ページ以降になりますけれども、特別免許状について、私のほうから説明させていただきます。教育人材政策課長の小幡でございます。

前回3月にも報告させていただいておりますので、その後の進捗の部分についてのみ簡単に説明させていただきます。

まず、特別免許状の指針を昨年5月に改定し、そのことについて都道府県教育委員会に必要な指導を行うということでございました。3月31日に通知を发出させていただいたところでございます。

次の16ページにございますように、冒頭、牧島大臣からもお話がございましたように、指針はつくっているところでございますが、なかなか都道府県教育委員会の活用が広がっていないという実態が調査でも明らかになっているところでございます。

授与基準をそもそも定めていないところがあるということ、また、それを公表しているところが非常に少ないといったこと、さらには特定の教科のみの運用をしているとか、都道府県が自ら推薦状を発行しているような事例が非常に少ない、こういったことが明らかになりましたので、これを踏まえまして、3月31日に基準の策定や運用の見直しを積極的に行うようというようなことを通知させていただいているところでございます。

また、前回、教師不足での調査について報告させていただいたところでございます。教師不足の対応として、この特別免許状の活用というのが一つの手だてになると我々としても認識しているところでございます。一昨日に事務連絡を都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会に发出をさせていただき、この特別免許状の積極的な活用について促すことを伝えたとところでございます。さらに、今日、大臣からも閣議後の記者会見において、この都道府県教育委員会における特別免許状の積極的な活用について、改めて促していた

だいたのところでございますが、来週中にも大臣から教育長に直接働きかけるような機会もつくっていききたいと思っております。

冒頭の大臣からの話もございましたが、あらゆる手段、タイミングを通じて、文部科学省として、都道府県の教育委員会に、この特別免許状の趣旨、また、その活用の促しを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○文部科学省（茂里審議官） 以上をもちまして、議題1「社会に開かれた学修者主体の初等中等教育」に係る部分の文科省からの説明をさせていただきました。よろしく願いたします。

○大槻座長 ありがとうございます。大変、大変御丁寧な御説明、感謝いたします。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。御意見、御質問のある方は、いつもどおりZoomのリアクションの中の挙手ボタンから手を挙げる御意志をお示しただければ、こちらのほうから指名をさせていただきたいと思います。

それでは、まず本城委員からお願いします。

○本城委員 御説明、ありがとうございます。

1点質問させてください。

資料の中で、高等学校設置基準等の見直しについてということで御説明いただきましたが、小学校や中学校の設置基準の見直しについて、どのような形で進んでいるかということについて教えていただければと思います。

高校がこのように魅力的になってくるということは非常に大事なことだと思っておりますけれども、同時に小学校・中学校、6年間と3年間で9年間という形で、子供たちにとっては非常に長い時間を過ごす場所です。かつ、子供も多様化していたり、地域も多様化している中で、学校自体がどんどん新しいニーズに応じていたり、地域特性に合わせたカリキュラムを展開していくということが大事ではないかなと思っております。

ただ、標準授業時数とか教職員の定数とか、かなり縛りが強いので、いわゆる特例という形を取らないと、個性的なとか多様な教育が生まれにくいのではないかなと思っております。

岐阜市で、草潤中学校が不登校の子供たちに特化したという形で、これも特例という形で設置されていますけれども、こういった取組が本当に全国でもっともっと広がっていくためには、小中の設置基準の見直しというのは避けて通れないのではないかなと思っておりますので、今どのように進んでいるかということについて教えてください。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省さん、願いたします。

○文部科学省（水田課長） 初等中等教育企画課長の水田と申します。

小中学校の設置基準そのものということでは、これまでのところ、直接御指摘いただい

ていたという認識ではなかったのですが、今お話がございましたように、例えば不登校特例校制度の促進などを進めているところでございます。

また、例えば、標準授業時数につきましても、授業時数特例校という制度を今年度から始めたところでございまして、まずこういった形で始めていきながら、その結果も踏まえて、さらなる検討という形で、徐々にどこまでできるかということは検討していきたいと考えているところでございます。

○文部科学省（茂里審議官） 補足いたします。

本城先生、ありがとうございます。小学校、中学校の特例の重要性というのは、確かに我々としても認識してございます。特に、先般CSTIで提言というか報告がまとまりました。その中で書いてあったことをかいつまんで申し上げますと、これからの時代というのは、とにかくいろいろな個性があるので、その個性を壊さないような教育が必要だと、そういう御提言をいただいております。

例えば不登校の話だったり、いじめであったり、あと、特定分野に特異な才能のある子供、そういった子供たちの多様な特性があるのです。それを誰一人取り残すことなく、その可能性を開いていくというのは、これからの義務教育、そして、高等学校教育の仕事だろうというような提言をいただいております。

それを受けまして、今ちょうど中教審の特別部会の中で、では、どのようにしたら、そういうそれぞれの個性に合った教育システムが可能なのか、今、お話がありました加配の話であったり、場合によって、学校の設置基準の話に及ぶかもしれませんし、また実際に、どのような予算上の支援措置が必要なのかとか、また、人材をどうやって確保するのか、様々な視点があると思いますので、そういったことをしっかりと総合的なものとして、これからの政策パッケージをつくり上げていきたいなと思ってございます。

○本城委員 よろしいですか。

○大槻座長 お願いします。

○本城委員 ぜひ検討していただければと思うのですけれども、草潤中学校のような形で家庭学習を基本とするとか、週数日登校するとか、毎日登校するという選択肢があるように、こういうのが特例としてではなくて、本当に一般に認められていくといいなと思っていきます。

そういった点では、今、高校では通信制というのは認められていますけれども、中学、小学校では通信制ということは認められていないと理解しています。そういったところも、本当に多様で個性豊かな子供が学ぶためには、設置基準の見直しは必要で、特例という形ではなくて、それが通例になるような形というのはぜひ実現していただければと思っています。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、中室座長代理、お願いします。

○中室座長代理 文科省様には御説明をいただきまして、ありがとうございました。

ちょっと感想めいたことになるのですけれども、本来であれば3年かけてやるはずだったGIGAスクール構想については、コロナもあって、この1年でやってきたわけですが、客観的に見てこの短期間でよくここまでやってこれたなという印象は持っておりません。その意味においては、私は、文部科学省様がこの1年間の間にやってきてくださったことの貢献というのは非常に大きいと思っておりますので、その点についてはまず申し上げておきたいなと思っております。

その上で幾つか御質問したいことがあるのですけれども、1点目は、GIGAスクール構想で端末の配備がほぼ完了して、緊急時に持ち帰りをできるという学校が95%に達しているというお話がありまして、しかも、臨時休校中に同時双方向でできるという学校も70%に達しているということにもかかわらず、どうして臨時休校中に授業をやると、それが出席扱いにはならなくて出席停止になるのかという理屈がどうしても理解できないのですけれども、それをもう一度説明していただけないでしょうか。

前回もこの話が実は議論になって、そのときはオンラインのほうが対面よりも教育の質が低いからだというような御発言があったのですけれども、それについては、そのときの会議にも参加していた多くの人たちから、現場の人たちからもそのようには考えていないというような御発言もあったわけですが、こうした状況になっても、なお出席停止という扱いになるのかどうかということを知りたいと思っております。それが1点目です。

2つ目は、不登校になった生徒に対して、オンラインで授業を受けると指導要録上出席扱いにするという話がありまして、これは非常に重要な点だと思っております。600人のところから2,500人に増加しているのだというようなお話もあったのですけれども、とはいえ、今、多分オフィシャルな記録では、不登校の児童は20万人ぐらいに達していますし、不登校傾向ですね、保健室だったり、あとは90日に満たないけれどもという子供も含めると、多分30万人ぐらいには達しているという中で、2,500人というのは多分1%に満たないということなのですよ。これは決して十分な数字とは言えない。だとすると、なぜ指導要録上出席扱いにするということが、学校現場でここまで進まないのかという現状分析がどうしても必要で、そのことについて、どういう現状把握をしておられるのかということを知りたいと思っております。これが2点目です。

3点目なのですけれども、高等学校の設置基準について様々な改革をしてくださっているというのは理解しているのですけれども、その一方で、首都圏の自治体が出している様々な高等学校の新設に関する新しい条項を見ますと、少子化の間は、新しい私学の設置を抑制すると言っている自治体はかなり多いと思うのです。高等学校の設置基準というのは参入規制なので、仮にそれを変えたとしても、私学の設置を認めないと自治体は言っていたとしたら、これは新しい時代に合わせた学校もへったくれもなかったものではなくて、できないということなのではないかなと思うのですけれども、その点についてどうお

考えかというのをお聞かせいただきたいと思います。

4つ目なのですが、3点目と関連して、あるいは大学の設置基準とも関連してなのですが、確かに設置基準の改革というのは非常に重要で、それを時代に合わせたものにするべきだというのは私も同意するのですが、その一方で、少子化なので、この前も日経新聞に4割の私立大が赤字になっているという話が出ていましたけれども、やはり撤退に関する道筋をちゃんとつけないと駄目なのではないかと思うのです。新規参入で、新たな時代に合わせた様々な教育的な取組をやる学校の参入を促す一方で、撤退についてどう考えるかということも、やはり整理しておくべき時が来ているのではないかと思います。それについての御議論がもしありましたらぜひお願いいたします。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（水田課長） 初等中等教育企画課長でございます。

中室先生から4点いただきました。

まず、1点目、出席扱いの部分でございます。かねてから申し上げているところがございますけれども、学校教育については、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものということで、授業だけでなく学校行事とか部活動、教師や友達との触れ合いの中で育てていくというものの前提に立っております。

もちろん、子供たちの学びの保障ということで、コロナ禍など、非常時におけるICTの活用を一層推進したいと考えているところがございますけれども、オンラインでの学習指導というのは、先ほど申し上げたように、学校教育活動全てを代替するものではないということで、記録の上では出席とは別の扱いということにはしているところがございます。

先ほど、出席停止となっているとの話がありましたが事実ではありません。当初から、コロナ禍の中で分散登校等で自宅等においてオンラインでの学習指導を受けた場合には、出席でも欠席でもないいわばその他欄である「出席停止・忌引等の日数」欄の中にその日数を書くという話です。さらに、その後、通知等も出しまして、「オンラインを活用した特例の授業」として、オンラインでの学習指導を受けた日数もしっかりと記録することにしております。決して出席停止という扱いではありません。出席でも欠席でもない欄に記載するということがあったわけですが、オンラインを活用した特例の授業としても記載して子供たちの学習の成果として記録した上で、こうした記載が受験等にも影響のないような形にしていると説明をしているところでございます。

それから、不登校児童生徒が自宅等でICTを活用した学習を行った場合に出席扱いとなる制度の利用が進まない要因ということでございますけれども、自宅で行っているICTを活用した学習活動の状況について、学校が十分に把握できていないということや、学校現場において、出席扱い制度の理解がなかなか十分ではないといった要因があるのではないかと考えております。

先ほどありましたけれども、令和3年度が言わばGIGAスクールの元年という形で、まだ始まったばかりということもございますので、先ほどの数値というのは令和2年度のもので、これから増えていくとは考えているところですが、文科省としまして、今後出席扱いの制度の利用状況の分析をしていながら、そういったことも踏まえて、制度の周知も含めて必要な対策を検討していきたいと考えております。

それから、高校の設置について、少子化の関係で新たな私学の設置を認めないと言っているところがあると。私どもも、どこの自治体がそういう基準を出しているのか、現在それが生きているのかということも即座にお答えしかねるところはございますが、一切認めていないということはないのではないかと考えております。

いずれにしても、設置基準は満たす必要が当然ございますので、こうした基準に基づいて設置の審査を行って、各自治体において設置を認めているというものでございます。

それから、撤退ということは、これは私学の話なのか、それとも、公立高校の統廃合というどちらのイメージでございましょうか。

○中室座長代理 私学のほうです。

○文部科学省（水田課長） 中室先生、これは大学の話ではなくて、高校以下ということでございますでしょうか。

○中室座長代理 いや、全部、高校も大学もという意味でした。

○大槻座長 まずは高校以下の部分についてお答えいただけますでしょうか。

○文部科学省（水田課長） 私立高校につきましては、設置認可権者がそれぞれの自治体になってございますので、その中でセーフティーネットといいますか、急に撤退をしたときに、生徒が路頭に迷ってしまわないようにとか、そういった形の工夫はしていただいているものと考えておりますけれども、あくまでもここは需要と供給の部分もございまして、やはり人気のある私学には行きますし、なかなか集まっていかなければ、他校との統合とか、おっしゃったような撤退ということも考えていくことだと思うのです。

いずれにしてもその部分というのは、まずは学校設置者の学校法人のほうで御判断いただくこととすし、その場合に、先ほど申し上げましたような形で、子供たちが学んでいく上で不都合がないようにというのは、ここ各設置者におかれても工夫をしていただきたいと考えているところでございます。

○中室座長代理 座長、追加で一言だけよろしいでしょうか。

○大槻座長 中室さん、お願いします。

○中室座長代理 すみません。私が先ほど事実関係をきちんとお示しすればよかったのですが、私立学校の設置認可については、首都圏を中心に、高等学校の新規設置に関しては見合わせるあるいは抑制すると明確に書かれていると思います。

例えば神奈川県ですと、神奈川県私立高等学校設置に関する設置基準の中で、当面の間は原則として高等学校の設置認可及び収容定員の増員に係る学則変更認可は見合わせるというように明確に書いてありますし、埼玉県についても、同じく高等学校における学校、

学科等と設置認可の取扱いについて、生徒減少期間中は全日制等の収容定員の増加をもたらすような学校、学科等の新設については、当面許可を見合わせるというように書いてあります。これを素直に読めば、恐らく設置認可というのは、首都圏では通らないのだろうと思うのです。

ですので、これがある限りにおいては、新設校は認められないということになるのだと思うので、これはこれで私は非常に不健全な市場になっているのではないかなと。新規参入を認めないという非常に不健全な市場になっている。ということは、やはり何らかの形で、少子化になっているわけですから、退出をするか、退出を速やかに促すという仕組みをつくっていかない限りにおいては、新陳代謝やイノベーティブな学校の設置というのは、どうしても起こらないのではないかなと思うのです。

ですので、できましたら文科省さんのほうでも、自治体のほうでやっている設置認可の抑制について調査をしていただきまして、この参入撤退のルールが、果たして現行のものが妥当かどうかということについては、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

何かございますか。

○文部科学省（水田課長） 今御指摘がありました。まず現状の把握をしてみたいと考えております。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

私も愛知県で、ちょうど関係している学校が新設の高校をつくりましたが、相当大変だったと聞いています。革新的な取組だったのですけれども、署名を集めるとか、かなり大変でした。そして、相当な工夫をしてようやくお認めいただいたということの例もありますので、ぜひその辺りの実態把握というのはお願いしたいと思います。

では、続きまして、森専門委員、お願いいたします。

○森専門委員 ありがとうございます。

私からは1つ教えていただきたいということと、あとは感想めいたこととなります。教えていただきたいこと、まずGIGAスクールです。本当に1年でここまでできたことに関しては、文部科学省様のいわゆる戦略勝ちだということだと、高く評価しているところでございます。

ハード面はうまくいっているとは思いますが、現状、私の小学校の周りであっても、ほとんどタブレットが文鎮化しているという話があるのです。いわゆる臨時休校時には非常に役に立ったけれども、平時で対面になったら使わないと。これではデジタルネイティブ時代には到底対応できないと、心配しています。

一方で、私どものようなICTを日常的に活用するようになった小学校は、授業ではもちろん、このコロナ禍で通学不安がある御家庭にはハイフレックスでも授業を提供します。一方ではどんどん活用し、この環境を使っていき、もう一方では、先祖返りしているとい

う状況が現状です。

前にもお伝えしましたが、現場に任せてしまうとうなるのは当然だと思われま。現場にお任せするというのは到底無理な話で、何か仕掛けていかなければいけない、その仕掛けはいくつあると思いますが、1つはデジタル教科書、もう一つはCBTだと思っております。

デジタル教科書に関しましては、資料をいただきました12ページに、今こういう状態になっていますよということで情報提供をいただいています。現場で使ってもらおうと思ったら、これは徹底的にやる方がいいのではないかなと思います。重い教科書とタブレットを両方持って小学校一年生が通学するというのは、とてもあり得ない話ですので、一気にデジタルに変えてしまえば、使わざるを得ないというのが私のアイデアです。そういったような少し強い施策が必要ではないかなと思っております。

あと、もう一つ、CBTに関しては、今どういう状況になっているのかぜひ教えていただければと思います。

そして、ここから感想です。今、お2人の先生からも話ありましたが、新規事業でなくても、私ども、もっともっと工夫して面白い小学校にしたいと思っています。例えば一、二年生はもっともっと音楽や体育をいっぱい入れて、それこそMI理論のような形で、子供たちが持っているようなものをもっと引き出すと。知識注入はもっと後でもいいと思ったりするのです。でも、それが今は標準授業時数の縛りでできない。こういうものに関しては、新規参入だけではなくて、もっともっと自由度があつていいと思っております。

あと、最近非常に強く感じるのは、このコロナ禍で、社会人の方々の教員への転職希望が多くなっていると思っています。ただ、そのときにフルタイムというのはなかなか難しく、やはりヨーロッパであるような専任のパートタイムの形、こういったようなもの、いわゆる多様な働き方を認めていくということが重要なかなと思っております。

そういったような現場の状況についても、また御承知おきいただければと思いました。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、時間の関係で、まず何名かまとめて御質問と御指摘を聞いてから御回答いただきたいと思います。

続きまして、その関係で工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 では、私からは3点です。

学修者主体の教育システムというところによろやくポイントが絞られてきたということはとても望ましいことだなど思っているのですけれども、落ちこぼれの問題、不登校の問題、それから、落ちこぼれの逆の吹きこぼれの問題とか、そういった様々な問題というのは、今までやっていた一斉教授型のスタイルとか、ひいてはどうか、本丸としては僕は履修主義にあるのだと思うのです。機会均等によって学年進行していく。

この問題というのは、例えば日本の場合、大学院博士課程を修了するのに最短で27歳。

とても時間がかかるし、経済的にも時間的にも物すごく負担がかかる。そういったことも含めて履修主義から修得主義へと、本丸に移っていかなくてはいけないのではないかなと思うのですけれども、まず1点目は、このことに対する文科省さんとしての今後の取組についてお話を聞きたいと。

この関連で、今度は小さな質問になってしまうのですけれども、今日御説明いただいた資料の6ページ、病気療養児に対する双方向授業配信を行ったときの出席の取扱いというところなのですけれども、それに関連して、あえて取り上げておきたいのは、やはり日本の中に、病気療養で入院している学べない子供たちがたくさんいる。この資料では、年間延べ30日以上欠席云々とあるのですけれども、実際には、この調査に上がってこない子供たちがたくさんいるのだと思うのです。

僕は、あるお医者さんに聞いたときに、欧米では院内学級が簡単に立ち上げられる。でも、日本の場合、これは文科省さんの仕組みなのだと思うのですけれども、院内学級を立ち上げるときに、例えば北海道の子供が東京の病院に入院すると、東京の病院の院内学級がある自治体の近くの、その院内学級とセットになっている学校に転籍をしなければいけない。それから、北海道からその学校に転籍をして、その転籍した学校が本籍校になって、院内学級に通えることができるということなのですけれども、つまり転校しなければいけないということなのです。このハードルが非常に高く、なかなか転籍をしないために、実際は、院内学級の子供の人数がカウントできないというか、実際に在籍がないために、教員があてがわれないという問題があるのです。

つまり、北海道を本当は本籍にして、院内学級を副籍にすれば、副籍のカウントをすれば、教員があてがわれるという仕組みをつくれれば、あちこちで院内学級が立ち上がっていくのだと思うのですけれども、そういったことです。

学修者主体で考えたときに、そういった子供たちを取り残さないような仕組みについて、文科省さんとしてどう考えているかというのが2点目です。

3点目は、先ほど中室委員の質問の繰り返しになってしまうのですけれども、オンラインで授業を受けたものが出席扱いにならないということの文科省の説明は、やはりとても僕は苦しいと思う。現場を預かるものとして、例えば子供が朝登校しました、具合悪くなってすぐ帰りました、現場というのはこれを出席にしているのです。

つまり、学校に来ましたかということが出席かどうかというので、朝ちょっと寄っただけだから、帰ったから欠席しますなどという学校はどこにもないわけです。そんな形ではなくて、本当に質として子供とどう関わったかが出席扱いされるべきだと思うのです。その部分については、これは質問というよりは意見になるのですけれども、やはり出席にすべきだという現場から見てもそう思います。

以上3点です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、瀧委員、お願いします。

○瀧専門委員 本日は御説明いただきまして、ありがとうございます。

私からは2点ございます。

1つ目は、恐らくこの1～2年間の間で、ハードウェアの整備が進んでいる一方で、それを教員の方々が使いこなしていくというところというのは、いろいろな意味で工夫がされてきたところではあると思っはいるのですけれども、先生方と話す中とかでは、どうしても現場ではやるが大変で、疲弊されている中であると思っはいるのです。IT化された授業に向けて、文科省様としてどういう工夫に今まで一番注力されてきたのかとか、あと、その中で、一番大事にされているKPIは何だろうかというところが、1つ目にお伺いしたいポイントでございます。

2つ目は、先ほど中室先生の表現でショックを受けたのですけれども、人口が減っている中で、新しいやり方とかを新陳代謝として取り入れていくことは、例えば銀行とかテレビの放送局とか、もともとある規制業種の中でも、タブーがない形でいろいろな省庁で努力がされてきていることだと思っはいます。そういう中で、どういう努力がされているかという、2つポイントがあると思っはいます。

固定費を下げるというのが一つ目としてあって、もう一つは、その本質的な規制がされていることの価値が何なのかということです。後者にリソースを集中していくというのを規制の在り方として見ていくというのが本質論としてあるのかなと思っはいます。デジタルで固定費が下げられるという要素はあると思っはいますけれども、一方で本質的によりデジタル化された後の教育を考えたときに、もっと残さなくてはいけない、もしくはリソースを集中しなくてはいけない分野があるのだと思っはいます。ちょっとふわっとした質問なのですが、それは端的に二、三挙げるとどういうことなのか、どういうものなのかということをお伺いしたいです。

以上です。

○大槻座長 それでは、文科省さん、順に御説明のほうをお願いできますでしょうか。

○文部科学省（板倉チームリーダー） 文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチームリーダーの板倉でございます。

まず、森専門委員と瀧専門委員から御質問があった関係の2点について御説明をしたいと思います。

まず、森専門委員からCBTの現状についてという御質問があったかと存じます。

今、文部科学省では、CBTシステムとしてメクビットというものを構築しているところでございます。現時点で2万5000問の問いをデータベースに入れておまして、そして、今、全て、希望する全国の小中学校等での活用がスタートしているというところで、現在のところ約900の学校設置者、それから、300万人が登録しているという状況でございます。こちらに関しましては、全国学力調査や地方の学力調査あるいはPISAの公開問題など、そういったものを集めて、そしてどの地域でも使えるような形で今運用を進めているところでございます。

また、2点目、瀧専門委員からありました、まず、教員のICT指導力について、どこに今まで注力してきているかという点とKPIの点でございますけれども、まず、教員のICT指導力につきましては、我々も非常に大事だと思っております、特に今、力を入れておりますのは、GIGA StuDx推進チームというのを文部科学省の中で設けてございます。このチームは、今年度からまた新しいメンバーも入ってきているのですが、特に教員出身の10名のメンバーが来ておまして、そして、その者たちを中心に、まず、GIGAスクールをする上では、どちらかと言うとターゲットとしては、まだICTほとんど使ったことがないような先生方に向けて、分かりやすい指導の仕方とか使い方みたいなものを出すことが大事だと考えております。

特に「慣れる」と「つながる」という観点を重視しながら、研修の事例を特設ホームページStuDx Styleという形で紹介したり、メルマガもそうですし、あるいはオンラインでの研修、そういったことも今やったりしているところでございます。メルマガに関して、今、2万2000人を超えた登録者がいるという状況でございます。

また、KPIに関しましては、いろいろなものが考えられると思うのですが、1つは、教員のICT指導力を取るようなKPIとして、法定調査で取っているものがございまして、そういったものを1つターゲットにするのかなと思っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○文部科学省（水田課長） 続きまして、初等中等教育企画課長の水田でございます。

先ほど、社会人を教員へという中で、例えばパートタイムみたいな形で回せないかみたいな話が委員のほうからいただきましたけれども、現在の制度の中でも、例えばパートタイムの会計年度任用職員という形であれば、これは特に兼業とかもなくて御活躍いただけるという中身になっておりますので、そういったところもそれぞれ活用いただきたいと考えているところでございます。

それから、工藤先生から、履修主義と修得主義などについて、文科省の取組というお話がございました。これは先ほどの文科省の説明、その後の御質問の中で学習基盤審議官から申し上げましたけれども、まさにCSTIでの議論を踏まえまして、中教審の初等中等教育分科会の下に特別部会を設けております。その中では、今御指摘いただいたような面も含めてどこまでできるか、少し根本的なところも含めて検討していきたいと考えております。

それから、オンライン指導のところにつきましては、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、確かに出席というのは、学校に来たかどうかというところで今のところ判断していただいているというところでございます。

その中で、今のコロナ禍においては、そういった形で出席できない場合に何か不利にならないようにということで、今、措置をしているところでございます。それ以上は、教育活動という中に本当に加わっていただいたかというところで、やはりそこには休み時間あるいは給食あるいは掃除とか、様々な活動がございまして、そこまでを含めて出席とい

う考え方を取っているということについては御理解いただければと思います。

それから、特別支援については、特別支援教育課のほうから説明します。

○文部科学省（宇野課長補佐） 文部科学省特別支援教育課の課長補佐をしております宇野と申します。

工藤先生から、病気の子供について御指摘をいただきました。

大きく2点あったかと思ひまして、まず1点目は、その30日云々というけれども、病気の子供の外縁というのはもっと大きいのであろうという御指摘。それから、2点目は、転学に伴って学習に切れ目が出てしまうところについて、文科省はどう考えているのかという2点いただきました。

まず、1点目に関して、おっしゃるとおりでございます。30日以上欠席というところに加え、例えば病弱・身体虚弱の特別支援学校に通っているお子さんは、新しい数字ですと1万8900名程度だったと思いますが、あるいは病弱の特別支援学級に通っているお子さんも含めると、外縁は大きいというのはまさに御指摘のとおりです。それが1点目です。

2点目は、転学に伴って学習に切れ目が生じてしまうという事例についてどう考えるかでございます。

文科省としては、大きく2つのことを通知してございます。まず、入退院が短期化していく中で、転学手続というのがあると。それは可能な限り簡素化して、かつ滞りなくやるのであるということを、都道府県教育委員会に対して、市町村と連携しながらするのであるという通知をしているというのがまず1つ。

それから、転学手続の完了を待たずして、きちんとそういったお子さんに対して教育支援を行うということが望ましいといったようなところを通知しておるところでございます。

こういうところをいろいろな場で周知をしていく、再度伝えていくということが大事かと思っておりますので、引き続き取り組みたいと思っております。

以上です。

○工藤専門委員 今の、1つだけいいですか。

○大槻座長 工藤さん、お願いします。

○工藤専門委員 今の院内学級のことはよく分かりました。ただ、僕が言っているのはそこではなくて、院内学級の教員の配置基準というのが、院内学級に何人在籍しているかということなのですけれども、実はその病院には本当はもっとたくさん子供がいるのです。僕は院内学級を立ち上げたのでよく分かるのですけれども、たくさんの子供がいるのです。でも、実際は、転籍をした子供たちだけしかカウントされないのです、その子供たちを基準にして、教員配置基準があるのです。

ですから、北海道の子供が東京に転籍したら、その転籍した子供のカウントだけで教員の配置基準になると。でも、実際は病院は工夫をして、その与えられた配置基準の教員たちだけで、それ以外の子供たちもなるべく見られるように工夫している院内学級がたく

さんあるのですけれども、実際はその院内学級を維持していくのかとても難しいのです。

なぜかという、これもあまりにも具体的過ぎるのですけれども、3月の末になると、やはり北海道に籍を一回戻したいのです。自分の学校は北海道なのだということに、北海道の子供が、わざわざ東京に転校する、でも、その学校には通わない。通っているのは病院であると。すごく実態に合わないわけですよ。本当だったら、北海道の子供が東京に入院したら、北海道の籍にありながら授業を受けたいわけです。でも、全く実態に合っていないということなのです。

ですから、せめて副籍の子供みみたいなカウントでも教員配置ができるようになるだけでも、院内学級の運営というのは日本中変わってくると思うのです。そのことについて、ぜひ文科省として検討してほしいということです。とても深刻な問題だと僕は思っています。
○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、今の点のコメントがあればということと、あと、瀧専門委員からあった、デジタルで固定費等が減る分、リソースをどこに集中すべきかということについても御教示をお願いできればと思います。

○文部科学省（宇野課長補佐） 特別支援教育課でございます。

工藤先生、実態と申しますか、そういった事例があるというところを今回御教示いただいたということで、ありがとうございます。

すぐにお答えできる話ではないかとは思いますが、引き続き、あらゆる取組、ICTの活用とか、いろいろな周知とか、そういったところを総合的に進めて、とにかく病気の子供への教育保障という観点では、邁進してまいりたいというお答えになります。よろしく願いいたします。

○文部科学省（水田課長） 続きまして、初等中等教育企画課長です。

先ほどの瀧先生からの一番最後の御質問でございますが、デジタルで固定費を下げて、その分をどこに投入するかということでございますが、必ずしもデジタルになったからといって固定費が下がるということではないようにも考えておりますが、今後のリソースと申しますか、大きな政策の中では、やはりこの中で、子供たちの個別最適な学びと協働的な学び、これをいかに実現していくかというところ、学びの質に着目していく必要があると思っております。

もちろんそれを支えていく教員が働きやすいように、あるいは質の向上とか、あるいは外部の方々たちに学校の中に入っていただいて、様々な形で御活躍いただくと、そのことが両者相まって、子供たちの学びが非常に充実していくのだと思っておりますので、そういった観点から様々な施策を打っていきたくと考えております。

以上です。

○大槻座長 瀧さん、よろしいですか。

○瀧専門委員 少しでもコメントをさせていただくと、今のお答えは、私は教育については初心者ですけれども、当然のことをおっしゃっているにすぎなくて、今後どんどん人口

が減っていきますという中で、もちろんコストを下げるのが目的ではないですけれども、そこを下げていくロードマップを示せない、予算をその分上げるか、イノベーションを諦めるかみたいな表明をしていることとも重なってしまうのです。なので、できるだけ具体的に、個別最適であったり、教員の方々の御支援みたいなどころについての注力すべきプロジェクトみたいなものが、もっと明確になっていくことが大事かなと思いますので、ぜひそういう方向の御検討を今後ともいただければと思います。よろしくお願いします。

○大槻座長 ありがとうございます。

議題1は、実はタイムスケジュール的にはもう終了の時間なのですが、引き続きまして、今挙手いただいているお三方に連続で御質問、コメントをいただきたいと思います。それについての御回答をいただいた後に、議題2に移りたいと思いますので、恐縮ですが文科省さん、そのような形でお願いできればと思います。

では、本城先生、お願いします。

○本城委員 ありがとうございます。

先ほど中室委員から文科省さんに対する御質問があつて、お答えいただいた部分に関するものですが、やはりスタンスとして、いわゆる教師による校舎で行われる対面の学習指導、これが大前提であつて、オンラインはその次という、これでは二項対立という構造は崩れないなど、改めて思いを強くしました。ここが変わっていかないと、30万人ぐらいの不登校の子供たちというのは、それこそ貧困の問題ともつながってくるかもしれませんし、解決しないのではないかなと思っています。

不登校の子供たちというのは、学校に行きたくないというよりも、やはり来られないという様々な事情があるのではないかなと。例えば化学物質過敏症の問題があつたり、もしかしたら学校で何らかのハラスメントを受けて、校舎に足が向けられないというような現状があるのではないかなと思っています。

その中で、せっかくGIGAスクールで、これだけ学校のオンラインの環境が整ったのであれば、校舎に行かなくても、オンラインで教師や仲間とコミュニケーションを取るだけでも出席、200日間1回も校舎に行かなくても皆勤賞を取れた、そういうことを実現していくべきではないかなとは思っています。

確かに、みんなで掃除をするということは大事かもしれませんが、それは家を掃除するのと何が違うのかということ。あと、学校に行かなくても、例えば近くの公園でいろいろな年代の人と触れ合ったりということでコミュニケーションを取り、様々なことを学ぶと思います。

校舎に行かなくてもできることというのが山ほどある中で、どうしてそこまで教師による校舎で行われる対面の学習指導、これがないと出席にならない、学習したということにならないということについては、牧島大臣からも冒頭ありましたが、オンラインと対面の二項対立ではないのでしょうか？これは改めて大幅に見直していただければかなと思っています。これはお願いなので、特に御回答いただけなくて結構です。改めてもう一度考え

直していただければなと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

進めていただいております、特に機器の整備については進んでいる状況があるように伺いました。

私からは3つほどでして、1つが、出席扱いにオンラインでならないことであつたりとか、平時の端末の持ち帰りとか、そういったところは先ほどから議論されて、細かくはそういう論点に出てきたりするのだと思いますが、そもそも全体として、教育の業界として、人口減少社会であつたり、また、デジタル化が進んでいることについて、正面から捉えて、どのようにやり方を変えるかということについて、一番深く議論されているものとしてどういふものがあるが非常に気になったところです。

機器の整備だけを進めるということは、ある種形だけの対応をしているということになると思われます。見た目としてはこういう形で数字が増えておりますということなのですが、学校の先生の仕事が楽になったり、もしくは生徒にとって学びやすくなったり、何らかの負担が下がったりが重要です。そういう結果につながることにつなげる施策が必要ですが、形だけの対応だと、ほかの業界もそういうことはあるので、特に教育だけの問題ではないと思うのですが、なかなか良い結果にならないことがあると考えております。

例えばデジタル化を進めるときに、書面を単純にメールに変えても仕事が楽になるとは限らないのは、ほかのワーキングも含めて、かなり日常的に議論されてきております。

そうすると、どういうことが解になるかということ、業務のやり方をどのように設計していくか、それを時代の、今の要請に合わせてどのように見直していくのかということが需要になります。ここの部分がないと、平面的に、紙だったり対面でやっていたことを何となくオンラインでやりましたというだけだと、むしろ仕事が増えるだけで、皆さん苦しんだりするという可能性があると思います。

ですので、最初に、学校というのが何をすべきなのかということのを、よく立ち返って考えていただいた上で、今の社会変化に対してどう対応するのかを考えていただくことが重要なのではないかと考えております。そういう意味では、例えば学校で出席についても、確かにもともとの出席の概念からすると違うというお話があるかもしれませんが、出席自体、何で同じ教室に30人、40人しか入れられないのかを考える必要があります。昔は今のよう通信がない時代にこういうルールができたわけで、そのときに声が届く範囲というのは30人とか40人とか、それがせいぜいですねということで、旧来の出席の概念というのができたわけであると考えられます。しかし、そのときの出席の概念にこだわっていると、今の時代においてオンラインを使うときに、本当に効率の良い方法は実行できなくなります。

そうすると、そのときに何を議論しないといけないかを考えれば、学習をして、一定のことを学ぶということもそうでしょうし、一方で学校という場において人格形成といった側面があるということもあると思います。ただ一方で、授業だけでそのように人格形成をしているわけではないので、例えば授業の単位というのを数えるときに、学習ということと人格形成というのを全部ごっちゃにして議論をしていると、何も切り分けができなくなることがあると思います。

そういった、そもそも単位の捉え方だったり、出席であったり、そもそも授業を同じ先生がやる必要があるのかも遡る必要があると考えられます。つまり、1つの科目について、ほかの先生が授業した動画を聞いて、もともとの担任だった先生は個別のフォローアップに徹してもいいのではないかとといったことも含め、いろいろ考え方というのはあり得るのだと思います。こういった本質的にどう対応するかという意味で、何かお考えになっているところがあれば伺いたいというのが1つ目です。

2つ目が、先ほどの話ともつながるのですが、教員の仕事を減らしたりするため、また、追加でのリソースを提供できるようにするために、どういう努力をされているかということをお伺いしたいと思います。

仕事を減らすというのは、授業のプロセスだけではなくて、学校の中での仕事を、オンラインを使うことによってどういう形で、いわゆるDXを進められているかがあると思います。

一方でリソースについては、オンラインでできる、外からもできることが出てきているわけです。そういった意味で副業とか、新たに外部から来られる方をということもあるでしょう。こういった教職員の業務の見直しについて、どういう形で考えられているのかということをお伺いしたいと思います。

一番最後に第3点として、やはり人口減少社会になってきたとはいえ、ほかの業界での議論を見ていると、環境が変わってきた場合に、なかなか昔からやられているプレイヤーは、それに対応できないということがあります。そうするとどうするかというと、新しい方が入れるようにしていくということです。これが先ほどから議論されている中だと学校自体の参入や、教師という個別の専門家の参入がありますし、一方では退室ということもあると思います。

適切に新陳代謝を進めていかないと、今の枠組みに合ったような形で教育が効率的に提供できないのではないかと思います、こういった視点でどういうことをお考えになっているかを伺えればと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、中室委員、お願いします。

○中室座長代理 ありがとうございます。

今、落合委員がおっしゃったことの補足という感じになるのですが、先ほど、学

校設置基準の話が出たときに、あまりにも軟らかいアイデアなので、あまり乱暴なこと言ったらいけないかなと思って言わなかったのですけれども、やはり学校をばんと一気に退出させて、新規参入校を持ってくる、参入をもう少し自由にするというのは、急にはできないと思うのですけれども、今実際に全員割れしている学校さんというのはかなりあるわけなので、まずはその定員が未充足の学校について、学校丸ごとではなくて、例えばコースごととかで入学定員の一部を、その定員を返上させて、返上させた定員分を新規の参入者が引き受けるというような形だと、ラディカルではない疑似市場みたいなものをつくれるのではないかなと思うのです。そういうことも念頭に置いて、もう少し市場の参入と退出がヘルシーにできるようなことを考え始めていただけるといいのかなと思います。

先ほどの御回答だと、退出に関しては学校法人の経営判断ですということだったのですが、多分そのようにはなっていないのではないかなと思うのです。学校というのは一般の民間企業とは違いますので、やはりもうけが出なくなったらやめますということではないと思います。私学助成金が入っていますので。なので、参入と撤退のルールや、あるいはこのようにすればいいのだというモデルケースみたいなものは、ある程度国が示していかないと、私学といえどもこういう状況になってしまう。要するに参入のところを都道府県が縛って、退出は誰もしないという状況になってしまうと思うので、やはりルールメイキングは必要だろうと思っております。

私のほうはあくまで意見ということでお願いします。

○大槻座長 分かりました。今の点は高等教育のほうでもちょっと触れていただきたいと思います。

文科省さん、それでは、今までのところについての御回答、コメント等をお願いいたします。

○文部科学省（板倉チームリーダー） まず、GIGAスクール構想関係の関連でお答えいたしますと、落合委員がおっしゃっていましたが、業務のやり方、働き方というのは、ICTを入れることで変えることができるところはたくさんあるかと思っております。例えばGIGAスクール構想の端末は、ネットワーク、オープンで出ているわけですが、そういうものを使うことで、例えば学校と保護者のやり取りをどんどんデジタル化していくとか、あるいは教員同士でもチャットを使ってよりチーム力をつくっていくとか、あるいは職員会議のペーパーレス化とかができると当然考えております。あるいは校務支援システムのような、今までクローズで行われてきた世界も、必要なものに関しては、よりインターネットのほうに載せていくという考え方もあるのだろうと思っております。

いずれにしても、そういったことをしっかりと、今、特設ホームページStuDX Styleの形も、学習指導の話だけではなくて、業務のデジタル化の観点も視野に入れて、まさに現場の先生方のチームでしっかり議論をして、そして具体的な形で示していくということをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○文部科学省（水田課長） 初等中等教育企画課長でございます。

本城先生から出席扱いについてのお話がありました。例えば不登校になってしまって、御自宅で教員と密接にやり取りをしながら学習したり、フリースクールや教育支援センターに通ったりしている場合、一定の要件を満たせば、校長の判断で出席扱いとできるようになっておりますので、不登校になった場合は、しっかりとケアをしていきながら、一定の要件を満たす場合には出席扱いという形にしております。

ただ、まだ様々な課題もあるのかもしれないので、またそこも含めて、今後、必要に応じていろいろ検討していきたいと考えているところでございます。

それから、教員の仕事について、先ほど一部デジタル化のところがありましたけれども、それ以外も、直接になるか分かりませんが、例えば現在行われている部活動の見直しというの、これも本来の教員がやるべきものなのか、それとも地域に移行してもいいのかというところは、まさにスポーツ庁のほうでも議論しているところでございます。さらに文科省のほうでも、学校向けの調査を厳選したりして、教員の仕事に取り組めるようにという形で工夫をしているところでございます。

さらに、今進めています教科担任制などについても、小学校の高学年で専科の先生が入って、そこでやっていただくと、子供たちにとっても専門の先生から分かりやすい授業を受けることもできますし、その間に担任の先生が、校務で次の授業の準備などができるということもございます。そういったことを、全て包括的にいろいろな形でやっているところでございます。

○大槻座長 あと、新陳代謝について、お二方から出ましたので、何か追加でコメントがございましたら。

○文部科学省（水田課長） 新陳代謝というのは、先生方、教員とおっしゃいましたか。

○大槻座長 おっしゃるとおりで、落合専門委員のほうからは教員も含めた点、それから、中室委員と落合専門委員、両方から、学校とかあるいはコースについての新陳代謝ということで、意見も含めていただいたところです。先ほどもお答えいただきましたけれども、何か追加であればお願いします。

○文部科学省（水田課長） 教員も含めた新陳代謝という意味では、様々な形で社会に出ている社会人の方とか地域の方などにも積極的に学校教育に関わっていただくという取組もしているところでございますので、確かに、教員だけで閉じた世界ではなくて、そういった形で外の方々からも入っていただく必要があると思っておりますし、既に先生方も新しい知識とかをアップデートしていただくという形で、研修なども様々な中で取り組んでいただく必要があると思っておりますので、そこは従来の固定された人たちの中で行っていくというよりは、やはり開かれた学校として、教える人も、中身も工夫していく必要があると考えております。

コースにつきましても、先ほど高校の例で申し上げましたけれども、普通科の中でも、様々な地域課題に取り組む学科とか、学際的なことをやる学科とか、そういったものを制度化しながら、今、非常に柔軟にしているところでございますけれども、さらにどんなこ

とができるかということも含めて、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、時間が延長しておりますので、ここで一旦、議題1は締めくくりをさせていただきたいと思っております。活発な御議論ありがとうございました。

文科省の皆様、御説明及び質疑応答、大変御丁寧に御対応いただきましてありがとうございました。

改めてですけれども学修者主体の初等中等教育推進のためには、やはりオンライン、これは先ほど、昨年がGIGAスクールの元年ということでおっしゃっていただきましたけれども、ある意味、今年度はGIGAスクール活用元年ということで、頑張っただけに合った学びの追求ということで進めていただければと思います。

これらを活用することで、初等中等教育における学びも、より子供たちが未来を生きる力につながっていくと考えておりますし、もう既に様々な形でリソースがございますので、そういったことを含めて、新しい学習指導要領が確実に現場で活用されていくかどうか、大臣から冒頭にもありましたけれども、定量的な検証も含めてやっていただければと思います。

本日の議論を行った事項については、今期の規制改革の取組の取りまとめ及び来期の規制改革の議論に生かしていきたいと思っております。文科省さんにおかれましては、具体的かつ実効性のある制度改革の実現に向けて検討を進めていただいて、積極的かつ速やかに結論を出していただけるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2のほうに移りたいと思っておりますので、説明者の皆さん、御用意をお願いしたいと思います。

議題2ですけれども「多様な学修ニーズを実現する高等教育」についての議論です。

本件につきまして、昨年6月に閣議決定された実施計画及び昨年末の中間取りまとめに関わる対応状況につきまして、まず、文科省さんから御説明をいただければと思います。

御説明者ですけれども、大臣官房審議官（高等教育局及び科学技術政策連携担当）の森田正信様にお越しいただいております。それでは、15分程度で御説明をお願いいたします。

○文部科学省（森田審議官） 高等教育局担当審議官の森田でございます。

資料2に基づいて御説明申し上げます。

これまでのこの会議でも、中教審大学分科会の質保証システム部会の審議状況について、御報告を随時してまいりましたが、1ページにございますように、一昨年7月から検討してまいりました質保証システム部会につきましては、去る3月18日、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」の審議まとめを取りまとめいたしまして、そして、3月28日大学分科会に報告し、決定したところでございます。

その内容について御説明申し上げます。

次の2ページが審議まとめの概要でございます。

上の部分で総論的なことが書いてございますが、大学設置基準をはじめとする我が国の高等教育の質保証システムについて、グローバル化やデジタル技術の進展、教育の実質化、それから、遠隔教育の普及・進展、こういったものに対応したものに見直しをします。その際に、最低限の水準を厳格に担保しつつ、同時に、大学教育の多様性・先導性を向上させる、そういう方向で改善・充実を図っていくという方針の下、審議を行い取りまとめが行われたところでございます。

このワーキング・グループでこれまでも御報告してまいりました遠隔教育でございますが「(1)の大学設置基準・設置認可審査」というところの、左下の【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】の2つ目の丸でございますけれども、機関として内部質保証等の体制が機能しているということを前提とした教育課程等に係る特例制度を新設するということが提言されました。その中で、遠隔授業による修得単位上限、60単位、これも特例の対象とするということが提言されたところでございます。

その内容について、少し具体的に御説明申し上げますが、3ページがその考え方でございます。

線を引かせていただいておりますが、今回のコロナが契機ではあったわけでございますけれども、遠隔教育等が切り開く可能性を生かした新しい高等教育の姿を構築していくこと。その際、学修者本位の視点に立ち、面接か遠隔かの二分法から脱却し、双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求すること、そういったことを目指していく必要があると。

そして、次の4ページでございますが、具体的に検討していくための視座の一つとして、先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)ということで、質保証システムにおいて、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、大学設置基準の柔軟な運用を可能とすることや、内部質保証の体制・取組が優れている大学に関しては、弾力的な取扱いを可能とする。そういったことによって、大学の創意工夫を促していく、そういう視座、これが必要だという基本的な考え方で、それで、具体的には5ページでございますが、内部質保証の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例を認める制度を新設すると。これは大学設置基準の改正ということになります。

その内容でございます。

まず対象としては、認証評価において「適合」認定を受けている大学を対象として、そして、要件として、成績評価基準の策定・公表とか学修成果の把握、成績評価・単位認定の適切な実施など、内部質保証の体制が十分に機能していること。情報公表事項の公表がしっかりされているということ。特例の対象となる学位プログラムにおいて、目指す教育効果が明確であり先導性があることなどを要件として、有識者会議等において確認をして、対象を認定すると。

また、その次の「内容」というところでございますが、特例を受けて、大学設置基準に拠らない取組を認め、その当該取組の効果検証を行い、データの公表・報告を求めると。

対象となる特例事項として、遠隔授業による修得単位上限60単位、これを外せるようにする。

単位互換の上限60単位、それから、授業科目は自ら開設するという原則が設置基準でございますけれども、この原則、それから、それに伴って校地・校舎面積基準、これも特例の対象とすることが考えられるという内容でございます。

留意事項にございますように、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるような意欲ある大学が活用しやすい仕組みにすることが必要であることなどの留意事項が併せて示されたというところでございます。

以上が、質保証システム部会の今般の提言内容でございます。これに沿って、現在、大学設置基準等の省令改正の条文案の検討を進めているところでありまして、条文については中教審の諮問事項になっておりますので、大学分科会にお諮りし、また、パブリックコメント等を行った上で、できる限り速やかに改正を行い、この制度を施行したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、質疑応答に入りたいと思います。

時間の関係で、できるだけ皆さんに活発に御議論をいただきつつ、御質問・コメントはやや簡潔にお願いできればと思います。

では、どなたからでも結構です。御質問の方は挙手機能でお願いします。

まず、本城委員からお願いします。

○本城委員 ありがとうございます。

1点教えてください。

認証評価を受審して「適合」認定を受けている場合、特例制度が活用できる、適用できるということなのですが、これは新規で大学を設立する場合とか、学部を設立する場合には、この特例制度は受けられないということでしょうか。やはり新しい大学、新しいチャレンジをするところが、この特例制度のようなものがやれるといいのではないかなと思ったので御質問をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（森田審議官） 今回の提言の内容は、大学の内部質保証が機能していることが、この特例の対象の前提になるという提言でございます。新設の大学の場合はそこを確認できませんので、少なくとも1回目の認証評価を受けて「適合」の認定を受けた大学が対象になるという提言内容でございます。

○本城委員 よろしいですか。そういったことで言うと、例えばミネルバ大学のような形の大学は開設されないということになってしまいますので、ぜひ新規の場合も、どのような形で、これが受けられるかということについては御検討いただければなと思います。

以上です。

○大槻座長 今回の点なのですけれども、そうすると、例えば、そもそもこの特例を使って、できる限りオンラインを活用してやろうと思っていた大学であっても、大学あるいは新設学部であっても、一旦そうではない対面用の先生を一定期間、1年とか2年とかのみ教えてもらって、その後でオンラインに切り替えるということであると、教員としてはアンステイブルな形で学部で一旦教えるということになるようにも聞こえるのですけれども、文科省さん、そこら辺というのは何かもうちょっと取組はないのですか。

○文部科学省（森田審議官） ミネルバ大学のような取組を行う場合は、我が国の制度上、通信制大学としての認可が可能だと思います。したがって、新設の場合は、通信制大学として申請していただければ、当初から全てをオンラインで行う大学の設置は可能だと考えております。

他方、既設の通学制の大学が、ミネルバ大学のようなコースをその大学の中で設けたいということだと、認証評価で「適合」認定を受けている大学であれば、新たにそういう学部や学科を新設することは可能だということでございます。

○大槻座長 本城委員、何かございますか。

○本城委員 通信制とか通学制という枠組みをなくしていこうということなのではないのでしょうか。大きな方向性としては、オンラインと対面という二項対立をなくしていこうということなので、先ほどの小学校、中学校の出席の問題もそうですけれども、そこを超えた制度をやはりこれからつくっていかなければいけないのではないかと考えていますので、また、ぜひ御検討いただければと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、森専門委員、お願いいたします。

○森専門委員 ありがとうございます。

すみません。ちょっと不勉強ですので教えてください。今の本城委員の話ですが、通信制と通学制と最終的な学位の価値に何か違いはあるのでしょうか。そこをまず1点目に教えていただければと思います。

あと、2点目です。リアルオンライン、オンデマンドに問わず、私が気になるのは、学修支援のところですか。それが議論されているのかどうか。

今、質保証システム部会のほうで、オフィスアワー等の、いわゆる学修支援の話は何か出ているのかということに関してお伺いしたいと思います。

オフィスアワーなのですけれども、案外オンラインのほうがやりやすいといったようなこともあるのかなと思うのです。反面、大学に行けばいつも先生がいて、いつでも聞けるというのもあるかもしれませんし、多くの先生方はLINEで質問を受け付けておられたようなことも聞いております。

ですので、そういったような授業形態にかかわらず、オフィスアワー等の学修支援ということに関しては、今どのような議論がなされていたかということぜひお聞きしたいと思います。

います。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省（森田審議官） まず、1点目の学位でございますが、これは通学制であっても通信制であっても、学位に何か差があるというものではございません。

それから、遠隔授業を行う場合のオフィスアワーなどを含めた学修支援のことは、質保証システム部会でも議論がございました。遠隔授業については、時間的・空間的な制約から解放されるなどのメリットが大きい反面、御指摘いただいたような学修支援等の点で、学生が十分質問等をできる機会が少ないといった学生の声が明らかになっているところがございます。

そのため、今回の質保証システム部会の審議のまとめでは、そういったオフィスアワーなどの学修支援を含め、授業の質保証、新たな取組の促進の観点から、遠隔授業について一定のガイドラインを策定し、示すことが必要だということも併せて提言されたところでございまして、今後、これについてはガイドラインの策定を進めていきたいと思っております。その中で、今、森先生から御指摘あったような点も盛り込むようにすると考えているところでございます。

以上でございます。

○大槻座長 森委員、よろしいですか。

○森専門委員 よろしいでしょうか。学修支援に関しては、質保証部会で盛り込んでいただけたということで、ぜひお願いしたいと思うのですが、学位のことについて、私、あまり納得がいかないというか、通信制でも通学制でも学位の質や価値は一緒ということになったときに、設置審上の入り口を違える必要があるというのはどうなのでしょう。

学位までの手順が違うけれども、最後が一緒ということであれば、それはもう撤廃するしかないのかなと思ってしまうのが、ちょっと素人かもしれませんが、そこについても一度お聞かせいただければと思います。なぜ設置のところで分ける必要があるのかということですか。お願いいたします。

○大槻座長 文科省さん、お願いします。

○文部科学省（森田審議官） これは様々な面があると思っておりますけれども、まず、大学進学を志望する高校生をはじめとする志願者にとって、自分が目指す大学が通学制なのか通信制なのか、入ってからでないかと分からない制度というわけにはまいらないと思っております。

それから、通学制と通信制では授業料の差とか、あるいは私学助成の単価の差なども、これはST比等、相当異なりますので、そういった単価の差もございます。したがって、学生の立場からどういう教育が行われる大学であるかということを示すということ、あるいはそれをサポートする財政的な仕組みづくりなどの点で大きな差がございます

ので、この制度を分けること、これが必要だと考えているところでございます。

○大槻座長 森専門委員、いかがですか。

○森専門委員 ありがとうございます。

まだ私の中で腑に落ちないところではありますけれども、次の先生方がお待ちですので、今回は結構でございます。

○大槻座長 分かりました。私も腑に落ちません。

今おっしゃっていただいたところは、周知すればいいところであると思いますし、単価の差というのは、それぞれの工数ごとによって、教育助成金等は決める必要があると思いますし、それが可能だと思うところではありますが、まずは中室委員のお話を聞きたいと思います。お願いします。

○中室座長代理 ありがとうございます。

私も、今の森先生の質問に対する文科省様の回答が全く理解できませんでした。今ある制度に合わせてやるということではなくて、将来あり得るべき大学の姿を思い描きながら制度設計をしていかなければならないというその局面において、今ある制度がこうであるからというのは、私はやはりお答えになっていないのではないかなと思います。

要するに、森先生が何をおっしゃったかという、我が国の大学におけるレジデンシー・リクアイアメントとは何かということからさかのぼって考えてみると、通信制と通学制を分ける意味がないということをおっしゃっているのであって、それは入ってからではないと分からないというようなランダム・アサインメントではなくて、事前に出しておけばいいことだと思うのです。慶應大学は9割が対面で1割はオンラインでやりますとか、早稲田大学は5割対面で5割オンラインでやりますとか、新設されたミネルバ大学は100%オンラインですとなっていて、その中から学生が選択すればいいだけのことなのだと思うのです。

その中で、そして、さらに学費も、例えばミネルバ大学は50万円だけれども、慶應大学は100万円というようにして、コストに見合う学費の設定にすればいいだけのことだと思いますし、諸外国はそうやっているのだと思うので、それが我が国でできないという理由にはあまりならないのではないのでしょうかというように思います。多分ほかの先生方も同じことをおっしゃりたかったのではないかなと思うのです。

私が、これをオリジナルにこの場で申し上げたかったのは、これも質問ではなくて意見になるかもしれないのですけれども、先ほどの初等中等高等学校の話とも関連すると思うのですけれど、多分ここにいる委員の人たちの多くは、コロナ禍で広がったオンライン授業の中に、新しい技術革新だったりイノベーションの芽というのを見いだしていて、これをうまく育てていくことで、これまでできなかったような新しい教育がよりできるようになるのではないかという期待を持っているのだと思うのです。教育生産性も上げていけるのではないか、研究の生産性も上げていけるのではないかと思っているので、だから、オンライン教育をどうやって活用していこうかという視点で見ているのだと思うのですけれど

ども、今日のお話を聞いていると、小中高のほうもそうだし、この大学のほうもそうですし、どうしても新しい技術の芽だったりイノベーションを活用していこうというインセンティブをつけていく制度設計ではなくて、今までのやり方というのをどうやって残していくかということにすごくリソースが割かれているように見えるのです。

多分そこは価値観の違いと言ってしまえばそれまでなのだけれども、そこが私はすごく気になるのです。なので、新しい技術革新を教育の中で起こしていくためのインセンティブをどうつけるかということ、もっと積極的に議論していかなくてはいけないのではないのかなとちょっと思いました。

感想で恐縮ですが、以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、コメントがあればお願いします

○文部科学省（森田審議官） 今、中室先生から御指摘いただいた新しい時代の教育の革新、そういったものを可能とする仕組みとして、今回、特例制度を創設すると。まさに中室先生がおっしゃっていただいたような方向での、先導的・先進的な教育の試みを可能とするために、今回、質保証システム部会で議論が行われて、特例を認める仕組みをつくるということになったと我々としては考えているところでございます。

○大槻座長 中室委員、いかがですか。

○中室座長代理 皆さんのほうでどうぞ。

○大槻座長 分かりました。

では、今の点に関して、私も教えていただきたいのですけれども、コメント半分でございます。

中室委員もおっしゃいましたけれども、全体として、そもそもオンラインは劣後している教育システムである、あるいは文科省さんはそうではないのかもしれませんが、教育委員会等で思っている節がどうしても感じられてしまいます。

何回も重ねて伺ってしまっていますが、初等中等教育について、やはり出席問題を含めて、掃除等を一緒にしなければ、それは出席ではないですねというのからして、オンラインのよさということを積極的に認めるという姿勢がないのではないかとどうしても感じてしまうのです。どこがそう思っているか分かりません。特例や、オンラインの上限ということからして劣後するものというインプリケーションを、誰もが感じていると思います。

確かにオンライン教育を私ども、いろいろな先生方がやっていますけれども、至らない点があるとは思いますが、一方で、例えば、今はまだできていないですけれども、世界最先端の研究者の話をオンラインでリアルタイムでつないで、我々がコーチになって、今のことについて議論してみようとか、そういったことだってできるわけで、もちろん特例校で頑張ってくださいというのは分かりますが、そもそも、いろいろなところがトライをして、もっともっと質を高めていくという、そういった積極的なオンラインの授業の質を認めていくということが重要なのではないかなと思います。

上限を設けるとしたら、例えば原稿棒読みの授業とか、そういったものに上限を設けるとか、そういうのなら分かります。しかし、オンラインについてはもはやそういうステージはないと感じています。GIGAスクール活用元年というように、先ほども初等中等教育で言いましたけれども、もっともっとオンラインの質をお互いに高めていく方向にできないのかなと思っている次第です。

改めましてですけれども、この60単位についての新しいステージに入った、この段階での考え方を一言教えていただけませんか。その後で落合委員のほうに行きます。○文部科学省（森田審議官）先ほど3ページで、今回の審議まとめの基本的考え方を申し上げましたけれども、遠隔教育が切り拓く可能性を生かした新しい高等教育の姿を構築していく。面接か遠隔からの二分法から脱却し、双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求していくということ、これが基本的な考え方でございます、今御指摘いただいたように、いろいろな大学がトライして、質を高めて、世界最先端の革新的な教育を行っていただく、そのための仕組みとして、今回、特例を可能とする制度を設けるとということが提言されたと考えているところでございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

双方のよさを最大限に生かすのであれば、なぜ、一方の側だけ上限を設けるのでしょうか。

○文部科学省（森田審議官） これまでも御説明申し上げていると思っておりますけれども。

○大槻座長 今までもおっしゃっていただいておりますが、我々メンバー全員がそこに腹落ちしていないので、改めて伺います。

○文部科学省（森田審議官） オンライン、遠隔授業の上限単位数は、現在60単位でございますけれども、それ以外の残りの部分についても、この授業の中で時数の半分まではオンライン等の活用は可能となっております、実態としては、事実上全体の4分の3までは活用が可能となっております。

それで、実は、今日お配りした資料の参考資料、10ページでございますが、これは質保証システム部会でも、審議のベースにいただいた調査でございますが、文部科学省が昨年度、全国の学生を対象に行った調査でございます。これは既にこれまでも御説明申し上げたことあると思っておりますが、（4）のところにありますように、オンライン授業の満足度は「満足」と「ある程度満足」を合わせると56.9%でございます、過半数の学生が「満足」及び「ある程度満足」という結果になっております。「あまり満足していない」「満足していない」というのは、20.6%でございますので、満足度のほうが高いという結果でございます。

他方、（2）であります、オンライン授業のよかった点はどこですかと聞くと、よかったのは「自分のペースで学修できた」とか「自分の選んだ場所で授業を受けられた」、これが圧倒的に多くて「対面授業よりも理解しやすかった」あるいは相互やり取りの機会が確保されていたという率は、（3）のオンライン授業の悪かった点のほうで、対面授業

よりも理解しにくい、あるいは相互のやり取りの機会がない、少ないと、悪かった点を挙げる学生のほうが、よかった点を挙げる学生の3倍を超える率になっておりました。

それで、これも、現状がこういう学生のアンケートであるということ、そして、今でも実質授業時数全体の4分の3まではオンライン等でやろうと思えば可能であるということ、そういったことを踏まえて、今回の質保証システム部会の審議は、一気に上限を外してしまうのではなくて、オンライン授業の質を高めていこうという、そういうトライをする大学を認め、先進的・先導的な取組を促進して質を高めていく、これが今の時点では非常に重要であるということで、特例制度の創設をするのがよいのではないかと、そういう審議になったという経過でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私も同じ論点についてですが、今、御説明いただいた中で、お示しいただいた資料を拝見すると、全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合のほうが多いということになっております。これは、そのように文科省さんのほうでまとめていただいております。一方で、確かに課題があるので、改善ができるであろう項目についても調べられていて、それはそれで、やはり運用として工夫をしていくということになると思われまます。

例えば質問ができる機会が少ないだとか、そのほか幾つか実際運用するに当たってしっかり取り組んでいくべきところがあるという意見が示されている一方で、総体としては、そういうよいという印象の学生のほうが多いということです。また、よかった点というものもあるわけですので、必ずしもこの中のものを見たからといって、一律に規制をするような根拠になるほど問題になるようなことは示されているようには思われなところではあります。

先ほど、議題1のときにも質問させていただいて、あまり明確にお答えいただけていなかった部分もあったと思うのですが、出席であったり、そもそも授業の受け方、もしくは事前に録画してオンデマンドにすることを許容するのかなどにあまり過度にこだわっても仕方がないのではないかと思われまます。結局、同じ論点で、こちらのほうでも出ているように思いまして、その部分まで見直していないということは、結果としてオンライン教育を評価していないということだと考えまます。

例えばオンライン教育と、一緒に規制改革推進会議で、令和2年のときタスクフォースに上がったオンライン診療のほうは、初診からも完全にオンラインでできるということにいたしました。オンライン完結ができるところまで行って、それでようやく評価がされたという見方をしているというところではあります。今の時点で、対面のほうでは一律の規制がかかっていない部分について、オンラインについてはかけている部分があることは、オンラインは劣っていると評価されたことにほかなりません。対面のほうがよいという結論を前提にしていなければ出せない、そういう立論になっています。二項対立にするのが意味を持

っているかどうかはともかくとして、その部分については、オンライン授業というのは、やはりどうしても質として劣ったものと評価されているように考えております。その点がちょっと御説明の字面でおっしゃっていただいていることと、内部的に持たれている評価が乖離しているのではないかと思われませんが、この点、実際どのようにお考えになられているのでしょうか。

○大槻座長 ありがとうございます。

中室委員、お願いします。その後で文部科学省さんのコメントをいただきたいと思えます。

○中室座長代理 ありがとうございます。

大槻座長、ちょっと資料を共有させていただいてもよろしいでしょうか。

○大槻座長 お願いします。

○中室座長代理 ありがとうございます。

では、私のほうで資料を共有させていただきます。

こちらの資料は、私かつて教育再生実行会議のほうでお話しした資料なのですが、そのオンライン授業が果たして対面の授業に劣るのかどうかということについては、既に海外では滂沱の研究が行われておりまして、例えばアメリカは2006年に、今の日本と同じように、オンライン授業を提供するコースを50%以内としなければならないというルールがあったのですが、これの規制緩和を既に2006年に行っています。

このタイミングで、アメリカの教育省は様々なリサーチを行っていきまして、例えば最も有名なのは、メタアナリシスといって1,000件ぐらいの研究をまとめたというのが既に行われているのですが、これだとオンライン授業のほうが対面授業よりも効果が高いということになっているのです。その後いろいろな評価が行われて、要はアップルアンドアップルの比較にするのは結構難しいということなのです。

先ほどの話では、文科省さんの調査では、オンライン授業のほう質問する回数が少なかったという話なのですが、何と比べて少なかったのかということが非常に大事なのだと思うのです。全く違う先生の全く違う科目における質問と、当該の先生がオンラインでやったときの質問の回数を比べたとしても、これはアップルアンドアップルの比較になっていないので、同じ授業が対面だったときと、同じ授業で同じ先生が対面だったときと、オンラインであったときを比較しなくてはいけないということなのだと思っております。その厳密な評価を行った様々な研究を見ても、教育効果についての差、例えばGPAだったり就職だったり、いろいろな成果に現れる差というのはほとんどないだろうというのが、今の海外の研究のコンセンサスになっているというのが私の理解であります。

ところが、オンライン授業に問題があるわけではなくて、例えばもともと成績の悪い学生に負の影響があるということだったり、オンライン授業を導入すると大学の授業料が低下する傾向があるとか、いろいろな課題は指摘されてはいるのですが、教育効果と

という観点では、そこまで大きな差がないのではないかとされているのだと思います。

なので、私は、少なくともコロナ禍で、ほかの全ての活動も制約されている中で、オンライン授業を受けていた生徒たちにその満足度を聞いて、その中で問題点が指摘されたからということ根拠にして、この60単位の上限を特例にするという根拠にはならないのではないかと。先ほど落合専門委員がおっしゃったことと同じなのです。そう思うのですけれども、その御見解についてももう一度お聞かせいただけませんか。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、文科省さん、お願いします。

○文部科学省（森田審議官） 繰り返しで恐縮でございますけれども、3ページで今回の基本的考え方を示させていただいたとおり、遠隔教育等が切り開く可能性を生かした新しい高等教育の姿を構築していく、学修者本位の視点に立ち、面接か遠隔かの二分法から脱却し、双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求していく、そういうことが今回の審議まとめの考え方であり、私どもも、そういう考え方で今後の大学設置基準の改正を行う、そういう姿勢でございます。

その上で、具体的な改正内容としては、今既に、何度も繰り返して恐縮でございますけれども、実態として授業時数全体の4分の3までオンライン等でやろうと思えばできる基準になっておりますし、コロナ禍においては、別途の特例で、それを越えることも可能と今いたしております。

したがって、基準としては、今回は、先ほど指摘があったように、さらに様々な大学がトライして質を高めていく、そういういい遠隔教育の取組を広げて、質を高めていく上では、いきなりどの大学でも可能にするのではなくて、特例制度を活用することによって、意欲ある大学のそういう取組を促進していくということが現時点では適切ではないかというのが中教審での審議の経緯であり、そういう経緯で今回のまとめになったということでございます。

したがって、質の高い先進的・先導的な遠隔教育を行うという意欲ある大学にとっては、特例制度を活用することによって60単位の上限がなくなることとなりますので、それを活用していただきたいと思っております。

○大槻座長 もう少しこの点については皆さん意見があると思いますが、前半部門からの持ち越しもございまして、今、菅原委員からも出ましたので、学校の新陳代謝、高等教育ですね。新陳代謝についてコメントをいただけますでしょうか。新陳代謝を促すべきであるという声が、私どものほうから先ほど前半の部分でも出ましたが、いかがでしょうか。

○文部科学省（森田審議官） 新陳代謝につきましては、まず1つは、新しい大学の設置とか新しい学部学科の新設、これについては、今、何らの規制もございませんので、現在も、新設が近年ですと10前後、学部や大学院の新設は、年によりまして50前後、毎年認可されておりますので、入学定員としては、今のところ毎年3,000前後、新たな大学ある

いは学部学科の新設が行われていると考えているところでございます。

他方、定員未充足、あるいは負債率など経営指標の悪化している学校法人に対しては、経営困難大学として、文部科学省として集中的な経営指導を行っているところでございます。また、定員未充足の大学については、私学助成については減額、あるいは不交付などの措置を講じて、学生がいる状態で閉鎖に追い込まれるというようなことが起こらないように、早期の経営判断を求める、そういう取組も行っているところでございます。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

この件についてコメント及び御質問をいただきておりました中室委員、菅原委員、追加でコメントがあればよろしく申し上げます。

○中室座長代理 菅原さん、どうぞ。

○菅原委員 そもそも既存のシステムがスタンダードというスタンスに立っていらっしゃるため、どんなに議論をしても委員との間に意見の乖離が生じている感じがします。

2018年に、中教審の答申で、2040年に向けた高等教育のグランドデザインを纏め方向性を示し、それを踏まえた今回の考え方、理念はそのとおりですが、それらを具現化するときの指標や行動が違うのではないかと思います。

デジタル技術の革新によってオンライン教育の可能性が拡大し、また、コロナ禍でオンライン教育が実証実験的にも進んで、先ほど中室先生の説明ではエビデンスベースで結果が出てきているので、それらを踏まえて抜本的な見直しを、改善ではなく改革をするというところの問題意識がまず違うこと。

また、学修者本位と書いてありますが、学修者本意ならば、通信でも対面でも様々な選択肢を用意し、学修者や保護者が選択をする。その選択のために、情報公開を徹底し、例えば学外の理事を義務化するなどのガバナンス体制を整える。先ほどオンラインとそうでない場合には学費の差もあり云々との意見がありましたが、これらも何にどのような経費がかかるか等経営状況を見える化をすれば学修者とか保護者がそれらを含めて選択をしていくことができます。

新陳代謝というとマイナスなイメージがあると思いますが、きちんと大学を選ぶことが、翻って質の担保になり、また、学修者を守ることと学校を守るということは別の概念なので、そこは分けて考えたほうがいいと思います。

設置認可基準とか認証評価制度の抜本的な見直しが行われていないことが問題であり、いま一度、質の保証とは何かを踏まえた抜本的な見直しが必要という気がしました。

コメントです。ありがとうございます。

○大槻座長 中室委員、お願いします。

○中室座長代理 私は先ほど、撤退のルールについてはやはり決めたほうがいいのではないかとことも申し上げましたので、高等教育についても同じことを思っております。設置基準というのは参入のルールなのだと思いますので、撤退についてもちゃんと道筋を

示すべきではないかと思っています。

私立大学の4割が赤字になっているという記事がこの前日経新聞にも出ていましたけれども、そういう状態であるのであれば、やはり撤退についての何らかのルールを示していくということが必要で、先ほどの回でも言いましたけれども、学校ごと全部撤退してもらおうというのは難しいような場合には、例えばある学部とかある学科とかで、定員割れしているようなところに関しては、その定員を返上して、その代わり新しい参入があったときに、そこにその定員を割り当てていくというような考え方もあっていいのではないかなと思います。

参入と撤退を引き起こしながら、健全なマーケットをつくっていくためのお手伝いをするみたいなことというのは、政策上の重要な仕事ではないかなと。私学助成金が入っていますので、企業の参入・撤退とは全く違うと思いますから、そこはそういう考え方があってもいいのではないかなと。これは高等教育にも当てはまることではないかなと思っています。

これもしつこくして申し訳ないです。追加であれなのですからけれども、先ほど大槻座長がおっしゃったことは非常に重要で、優良な大学に特例を認めますというやり方が、多分、今、我々こちらの委員が考えていることと最も合わないことなのではないかなと思うのです。その規制を行う合理性があるとはとても考えられないのに、その規制を維持したまま優良なところだけにだけ特例で外しますというのは、これはあり得るべき姿とちょっと違うのではないかなと思うのです。

先ほどからインセンティブをつけるという話をしていますけれども、イノベーションを起こすところにインセンティブをつけるというのは、特例を認めますということではなくて、例えばイノベーションを起こしたら、金銭的な補助があるとか、そういうのをインセンティブというのであって、追加的な申請だったりとか、追加的な何かをしなければ、その特例が得られないというのは、むしろディスインセンティブのほうなのだと思うのです。イノベーションを起こしてほしいときに、ディスインセンティブをつけるというのは、これは制度設計としては全然違う方向だと思うのです。

なので、インセンティブをつけて、政策的に正しい方向に誘導していこうというときに、特例措置を認めますという制度の在り方が、多分みんなが納得できないところなのではないかなと私は思います。

○大槻座長 それも一旦特例で認められた場合は、その後、フォローアップで、認定制度の中でも追加的に見られる項目が増えるというように恐らくは想定されますので、それますますディスインセンティブ化すると思います。ですので中室座長代理のおっしゃるとおりだと思います。

文科省さん、何か最後にコメントがありますか。ごめんなさい。不手際でちょっと延長しているのですけれども、一言ございましたらお願いします。

○文部科学省（森田審議官） それぞれの大学において、先進的・先導的な取組をしたい

と、教育の質を革新したい、そういう取組を積極的に可能にしていくということが大変大事なことだと私も思っております。その際に、大学設置基準の現在の規定が足かせになるようなところがある場合には、それを外すことを可能にするということ、これを今回可能にする。特例というのは、それで新たに負担を課すということではなくて、足かせになっている規制を外すということを可能にする、そういう意味で特例と申し上げておりました、これが負担になる、ディスインセンティブになるということではなくて、これを活用して足かせを外すことによって、より質の高い先進的・先導的な教育、これをいろいろなところでトライしていただけるようにするための仕組みと考えているところでございます。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、時間を過ぎておりますので、ここで締めさせていただきます。簡単に締めさせていただきます。

活発な御議論、本当にありがとうございました。そして、文科省さん、御説明及び丁寧な質疑応答に御対応いただきましてありがとうございました。

やはり一連のディスカッションの中でも、とにかく既存の概念にとらわれていたら、既存の様々な重石が乗ったまま教育が進んでしまうということで、我々が目指しているものは、文科省さんもそうだと思うのですけれども、そこを変えていきたいということで様々トライしていかなくてはいけないと思います。取組の一つを今日も御紹介していただきましたが、やはり大学設置基準についても、それから、オンラインについても、改めて抜本的な改革精神でもって、お互い臨みませんかということを申し上げたいと思います。

新陳代謝という、少し刺激的ではありますが、何らかの形で切磋琢磨して新しい仕組みができるように、そして、繰り返しですけれども、オンラインについては、二項対立ではなくて対等のもので、いいところもあれば悪いところもある。いいところを生かしていくような仕組みをつくっていったいけるようになることが重要だと思います。

その中で、特例校の新設、これは確かに新しい試みではありますが、そこにおいては、本当にディスインセンティブが与えられるようなことではなくて、すごいですねということで、むしろ積極的に褒めていけるような、そういった仕組みで活用していただければと思います。

これら今日の議論については、今期の規制改革の取組の取りまとめ及び来期の規制改革の議論に生かしていきたいと思います。文科省さんにおかれましては、具体的かつ実効性のある制度改革の実現に向けて検討を進め、積極的に、そして、速やかに結論を出していただけますようお願いしたいと思います。

以上をもちまして今日の議論を締めたいと思います。文科省様はここをもちまして御退席をいただければと思います。どうも本当にありがとうございました。委員の皆さんはこのまま少しだけお残りをいただければと思います。